

障害者である職員の任免の状況について

「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」に基づき、厚生労働省に通報した、国税庁における「障害者である職員の任免の状況」は、以下のとおりです。

障害者である職員の任免の状況（令和元年 6 月 1 日現在）

① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
58,987.0	1,285.0	2.18	189.0

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成 27 年 6 月 2 日以降に採用された者または平成 27 年 6 月 2 日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については 1 人を 1 カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1 未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0.0 となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。